

## 売買契約書（案）の訂正について

### < 4号物件 >

#### 【訂正前】

(指定用途)

第12条 乙は、戸建て住宅を建築する場合はZ E H、共同住宅を建築する場合はZ E H－Mの建築物としなければならない。

(土地転得者への義務の継承)

第14条 乙は、売買物件の所有権を第三者に移転する場合には、第12条及び第13条に規定する義務を当該第三者に履行させなければならない。

(違約金)

第16条 乙は、次の各号に規定する事由が生じたときは、それぞれ各号に規定する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 乙が前条第2項又は第3項に規定する義務に違反したときは、金【売買代金の1割】円

(2) 乙が第11条又は第12条に規定する義務に違反したときは、金【売買代金の3割】円

2 前項の違約金は、第20条に規定する損害賠償金の予定又はその一部と解釈しない。

#### 【訂正後】

(指定用途)

第12条 乙は、住宅を建築する場合は、Z E H又はZ E H－Mの建築物としなければならない。

(土地転得者への義務の継承)

第14条 乙は、売買物件の所有権を第三者に移転する場合には、第12条及び第13条に規定する義務を当該第三者に履行させなければならない。

2 乙は、売買物件の所有権を第三者に移転する場合には、前条に規定する義務を当該第三者に履行させなければならない。

(違約金)

第16条 乙は、次の各号に規定する事由が生じたときは、それぞれ各号に規定する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 乙が前条第2項又は第3項に規定する義務に違反したときは、金【売買代金の1割】円

(2) 乙が第11条、第12条又は第14条第1項に規定する義務に違反したときは、金【売買代金の3割】円

2 前項の違約金は、第20条に規定する損害賠償金の予定又はその一部と解釈しない。

< 5号物件～7号物件 >

**【訂正前】**

(指定用途)

第12条 乙は、戸建て住宅を建築する場合はZ E H、共同住宅を建築する場合はZ E H－Mの建築物としなければならない。

(違約金)

第15条 乙は、次の各号に規定する事由が生じたときは、それぞれ各号に規定する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

- (1) 乙が前条第2項又は第3項に規定する義務に違反したときは、金【売買代金の1割】円
  - (2) 乙が第11条又は第12条に規定する義務に違反したときは、金【売買代金の3割】円
- 2 前項の違約金は、第20条に規定する損害賠償金の予定又はその一部と解釈しない。

**【訂正後】**

(指定用途)

第12条 乙は、住宅を建築する場合は、Z E H又はZ E H－Mの建築物としなければならない。

(違約金)

第15条 乙は、次の各号に規定する事由が生じたときは、それぞれ各号に規定する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

- (1) 乙が前条第2項又は第3項に規定する義務に違反したときは、金【売買代金の1割】円
  - (2) 乙が第11条、第12条又は第13条に規定する義務に違反したときは、金【売買代金の3割】円
- 2 前項の違約金は、第20条に規定する損害賠償金の予定又はその一部と解釈しない。